

# 幼児の自然観察について

—自然観察史を中心にして—



山内美子

## はじめに

今回は「自然」という項目が幼稚園教育要領に出るまでの過程を述べながら、所感、経験を記していくたいと思う。

先ず自然とはどういう事であるか辞書をくつてみると「①人為の加はざる状態。本来のままなる状態。②人力の左右し得ざる状態。③造化の力」と、人工は全く加わっていない状態をいうようである。

観察とは「物事を注意深くくわしく見きわめること」<sup>(2)</sup>「事物の現象に就き、自然の状態のままを注意して経験すること」と記され、見学は「实物をみて知識を広むこと」<sup>(3)</sup>とある。換言すれば、

・明治十四年まで：保育項目は「物品科、美鑑科、知識科」<sup>(5)</sup>で、自然観察に相当するものは物品科と思われる。即ち「日常ノ器物即チ椅子机或ハ禽獸花果等ニツキ其性質或ハ形状等ヲ示ス」と、

観察の必要性は一応認めているようである。

・明治十四年：「会集、修身ノ話、庶物ノ話、木ノ積立テ<sup>(6)</sup>以下恩物が列記される)、書き方、数へ方、読み方、唱歌、遊戯」<sup>(6)</sup>となつており、自然観察に相当するものは庶物の話である。「庶物ノ話ハ専ラ日常普通ノ家具、什器、鳥、獸、草、木等幼児ノ知

い範囲を直観的にみて学ぶ事」ではないだろうか。以上のことを根底にして筆を進めていきたいと思う。

## 自然観察史について

リ易キ物或ハ其標本、絵図ヲ示シテ之ヲ問答シ以テ観察注意ノ良習ヲ養ヒ：と具体化している。

・明治二十三年：「唱歌、談話科、運動科、物體科、图画科」<sup>(7)</sup>

でこの中で自然観察に相当するものは物体科である。「物体科は物品を指示して児童を教ふるものにて書籍に就て説明を為すより其益幾倍せり蓋し物形に因て児童の觀念を発し且つ疑問の心を起

し其意に任せて自由に發言せしめ言論に慣れ感覺を鋭くする等許多の効能あり其之を教ゆる法始めへ日常目に触るゝ物体即ち椅子卓子筆紙墨等々起業し漸次に圓球方体及動物植物及金石類の実物或ヘ模型を以てすべし今左に之を授る方法の一斑を掲ぐ。

鶴 師此ハ何の鳥なりや児鳥なり師頭の部分に赤き所ハ何といふや児類冠あり師口の尖れる所ハ何と云ふや児喙なり師足の後に尖りたる指あるは何と云ふや児距なり師此鳥ハ巢の中母て自然に生れしや児（略）師（略）師雛ハ群り居るも敢て争ふことなく睦

じきは如何なる故ぞ児皆同腹の兄弟なればなり師この雛の生るゝ

や其初親鳥の養育によりて後ハ父母の養育を受け此の如く生長するふことを得たり然らば子たるものは親の恩を思ひて孝行を盡さず

んばあるべからず又鳥と雖も兄弟の間ハ甚だ睦じ人へ因より兄姉は弟妹を愛し弟妹へ兄姉を敬し敢て争ふことあるべからず」と何

れの項も各部の名称を先ず教えている。そして最後には道徳即ち生活指導と結びつけているのはおもしろいと思う。現在の保育要領にもこのようないくつかの具体的な例が挙っておれば、直接その任に当つてい

らっしゃる保育者の参考になるのではないかと思う。（小・中・

高校でも各教科で道徳とか社会現象と結びつければ道徳の時間は特設しなくともよいのではないかと思う。参考のために家政科の学生百八十名にこの事を尋ねると、三%が結びつけた授業を受けていた。）

・明治二十五年：「行儀、手細工、唱歌、遊戲」<sup>(8)</sup>となり、自然

観察に相当するものはない。今までの項目から判断するとこの項目は初期ではないかと思われるが、反証する材料が他にないので何ともいわれない。

・明治三十二年：「遊戲、唱歌、談話及手技」<sup>(9)</sup>となつており、

自然観察に相当すると思われるものは談話である。「談話ハ有益ニシテ興味アル事実及寓話、通常ノ天然物及人工物等ニ就キテ之ヲナシ徳性を涵養シ観察注意ノ力ヲ養ヒ：」と、天然物即ち自然物と人工物は一応別個に考慮している。

・大正十五年：「遊戯、唱歌、談話、手技ノ外観察ヲ加ヘテ自  
然及人事ニ属スル觀察ヲナサシムルコトトシ尚從来ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス当事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ経験ニ応シテ適宜工夫セシムルノ余地ヲ存シタリ」<sup>(10)</sup>とようやく今日のものに近づいて  
いる。参考のためにその内容（一六九頁）をみると、身体及其諸部分、衣食住及家族、動植物及庭園、天文及氣象、四季及時、光及火、空氣及水、音及樂器、宗教、地理、歴史及國家、交通及  
交通機関、度量衡、幾何形、武器、年中行事、百匠と凡ゆるもの

を網羅している。

・昭和二十二年：「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話を、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健 康保育、年中行事」<sup>(1)</sup>と、戦後になって見学と自然観察は分化して いる。が見学と自然観察との区別、自然と人工との区別は判然と していいようである。即ち自然観察は「幼児にとって自然界の 事物・現象は驚異と興味の中心をなす未知の世界である。……例 をあげるならば、近くの山や河や池や林や野原やたんぽや公園や 工場や市場や停車場等はそのまま教育の場とすることが出来る」

見学は「幼児には広い範囲にわたっていろいろの経験をさせ ることが望しい。……帰つてから見て来たものについて発表させ るのもよい……」とあり、他書は「幼稚園に帰つてから観察してき たことからについて話し合つたり……（見学および実地調査）の 項」<sup>(2)</sup>とあるが、見学した後、話し合うのは精細にみなければ難 しいと思われるし、もう一度よく見る、見直す事は困難である。 見直す場合には時間が経過しておれば興味は半減してしたり、時 には忘却しているのではないだろうか。見学場所で、作業してい る人達の邪魔にならない程度に話しかけたいと思う。そして帰園 後、絵画、製作で特に興味を感じた事柄を発表させると、各児の 個性が或る程度把握できるのではないかと思う。また工場、市 場、停車場は自然物でなく人工物（社会）と思われるが、幼児の 能力では觀察ではなく見学ではないかと思う。

・昭和二十五年：保育所運営要領は自由遊びとして「音楽、リズム、絵画、製作、お話を、自然観察、社会観察、集団遊び」<sup>(3)</sup>とな っている。觀察の意義からいえば、『社会見学』の方がよいのでは ないかと思う。自然観察、社会観察とわけるよりも大正十五年の 保育項目のように、『觀察』の方がよいよう思う。

・昭和三十一年：「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵 画製作」<sup>(4)</sup>となつていて、『自然』の幼稚園學習内容の組織化をみ ると、「幼稚園の自然に関する學習のねらいに続き……：幼稚園の 部では(1)天体 (2)気象、四季の変化 (3)飼っている生き物、四季 の植物及びその世話の手伝いをする (4)遊び、保健、食事作法 (5)玩具及び遊具、身近な道具 (6)おとなとの技術的な仕事を興味を もつて觀察する (7)乗物を興味をもつて觀察する」とある。この 學習内容の自然の説明よりいえば、人工物、即ち玩具、遊具、お となとの技術的な作業、乗物等の觀察はおかしいのではないかと思 う。これらの内容を盛るのであれば、『自然』より『觀察』『見学』 とした方が、すっきりするのではないかと思われる。

### 問題児について

#### A 美の破壊行為及び残虐性について

(a) 原始民族<sup>(5)</sup>、幼児には審美性はあるように思われる。大島ら が「幼児はこの自然の美しさに気づかないでいることがある。こ

れに示唆を与え、共に美しさを賞し：この鑑賞の指導が度重なる中に幼児は自身で美を美と感じ、その美しさにひたり」と述べているが、美しさに気つかないでいる幼児に「示唆を与え、共に美しさを賞し」ということは美的押し売りではないだろうか。各人が美と感ずる対象は性差や年齢差のあるのは勿論であるが、生育環境によつても個人差は生ずるように思われる。それを保育者中心の美的型に填めようすることに疑問を懐くのである。更に「同書」で「幼児は美しいものを好み、じつとこれにみとれるものである。時にはいかにも愛らしくてたまらないように美しく咲いた花をそつと両手でやわらかくいたり、これにほほをよせたりする」(一四八頁)とあるが、この状態は青年期の一部の態度であつて、特に幼児は「キレイナ花!!」「可愛い花!!」と我が物にしようと、手折るのが殆どではないだろうか。我が園、我家の花は摘みとらなくても、山野や公園、他家の花には独占欲を發揮するようである。また幼児が蝶やトンボを捕るのは、顯型では残虐のようであるが、原型はひらひら舞う蝶、碧空下を軽やかに泳ぐトンボに美を感じたからではないだろうか。摘草、花泥棒、昆虫狩りをする幼児の方がむしろ普通ではないかと思われる。(放任する意ではない)保育者中心の審美感情で、異常児、問題児のレッテルを貼ること自体が問題児を生むのではないだろうか、問題児には問題の教師<sup>(18)</sup>がいるようである。

(b) 一雄はトンボの眼のみをキャラメルの小箱に集めている。

朝は幼稚園へいくまで、帰宅すればまた捕虫網を持ってトンボ釣りである。友達が持っているのを、おやつと交換して眼のみを小箱に入れ、他は捨ててしまう。周囲のおとな達はそれを苦にしていた。「一雄ちゃん、トンボはね」「益虫タカラ捕ツテハイケナイトイイタインデショ」「あら！ 知つていての」「知ツテ捕ルノハ悪イトイタインデショ」「まあ!!」「僕ハドウシテモ、とんぼノ眼欲シイノ」「?」「とんぼノ眼ハニツノヨウニミエルケド、本当ハイツバイアルンデショ、ダカラ複眼トイウノデショウ、ダカラ欲シイノ」。ふと気づいた事は彼が遠方を見る時の眼つきより、近視眼ではないかということである。「一雄ちゃんのお家人で眼鏡をかけている人いる?」「ウン、オ父チャヤンモ、オ母チャヤンモ、オザイチャヤンモ、デモオヂイチャヤンハオ勉強スル時ハカケテイナイン、オバアチャヤンハ新聞読ム時カケルノオカシイデシヨ」。やっぱりそうだったのかと眼科医の診断の結果、眼鏡をかけさせると虐待行為と思われる行動は消失した。

(c) 二三子は園のお客様である。描画、製作は勿論の事、唄も歌わなければ、リズムに合して歩くこともしない。遊び友達がいなくとも毎朝早く登園する。その彼女が急に園児達の話題の中心になつた。「先生スゴイヨ、二三子チャヤンハとんぼトルコトウマヨ」次々注進してくる。彼女は女王の如く大勢のお伴につきぞわれてトンボ釣りに余念がない。が一同が遊戯室に入つても見向きもしないでトンボを追いかける。抜き足差し足でさつと一本指

で捕つたり、捕中綱で取る素早さ！ この機敏性を園生活でプラスになる方向に向けさせるにはどうしたらよいのだろう。彼女に何をいっても馬耳東風で、ニヤリニヤリ笑つてはいる。失対労務者の親を持つ彼女は、或る日家族と夜逃げをしたそうである。彼女の機敏性が悪の華を咲かさなければよいが：と氣懸りである。精薄児幼稚園があつたらと、つくづく思う。

### B 悪癖神経症児について

四夫は唾液を塵紙に吐いては所かまわざ捨てる。反古箱を側に置くと「コノ中ニ入レルノハ面倒臭イ」と紙に吐いては捨てる。のみこむようにいろいろ言いきかせても、ひつきりなしに吐く。時には実習生達の塵紙を全部出しても不足することがある。彼が子ども会へ来るのは何時も、ピカピカ光る靴、仕立て卸しのような服を着ている。彼が幼稚園へ行かない理由は、ことばが悪くなる、いろいろな病気を感染させられる、という事である。

某日、オタマジャクシをとりに行つた際、他の会員は大喜びで靴を脱いで田圃の中へ入つていつたが、彼のみは「服ガ汚レル」  
「氣持チガ悪イカライヤ」と駄々をこねて入ろうとしないのをやつと入れることに成功した。入った当初は一步も歩かれない様子であつたが、何時か夢中になり、今まで一度もみせた事のない明るい表情で大はしゃぎである。その間全く彼は唾液を吐かない。手足をジャブジャブジャブさせては、キヤツキヤツと騒いでいる。他児が上陸して、手足を小川で洗つても上ろうとし

ない。やつとの思いで身仕度をさせて家まで実習生に送らせたが、その間一度も吐かなかつたそうである。母親に唾液の事には一切ふれないよう頼んで帰らせた。その後も家から田圃へつれていくて貰つたり、どろんこ遊びの用意もして貰つた。あれ程指絵を嫌がつた彼が、さつと容器に手を突込むようになったのである。問題児には問題の親<sup>(20)</sup>が背後にはいるようである。

### 引用文献

- |                                    |                                 |                            |
|------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 | 右 同 第四卷 一四五頁 昭和二三年              | 1 金沢庄三郎 広辞林 八五九頁 昭和一九年     |
| 森川正雄 幼稚園の理論及実際 三一八頁 昭和三年           | 2 金田一京助 辞海 四〇〇頁 昭和二七年           |                            |
| 文部省保育要領(試案) 五三頁 昭和二三年              | 3 金沢庄三郎 広辞林 三七八頁 昭和一九年          |                            |
| 8 7 6 5 4 3 2 1                    | 右 同 五九五頁                        | 4 国民教育奨励会 教育五十年史 三五五頁 大正九年 |
| 文部省内教育史編纂文書集 明治以降教育制度発達史           | 5 金沢庄三郎 広辞林 二〇頁 昭和二三年           |                            |
| 文部省内教育史編纂文書集 明治以降教育制度発達史           | 6 金沢庄三郎 広辞林 七一頁、一一一頁、一二一頁 昭和二三年 |                            |
| 教師養成研究会 幼児の自然觀察 第三卷 一四五頁 昭和三五年     | 7 金沢庄三郎 広辞林 一四五頁 昭和二三年          |                            |
| 厚生省児童局 保育所運営要領 一四四頁 昭和二十五年         | 8 金沢庄三郎 広辞林 一四五頁 昭和二三年          |                            |
| 及川ふみ 保育 二〇三頁 昭和三年                  | 9 金沢庄三郎 広辞林 一四五頁 昭和二三年          |                            |
| 石川謙(代表) 近代日本教育制度史料 第三〇卷 三〇二頁 昭和三三年 | 10 下中弥三郎 世界美術全集 一卷 原始篇 昭和二八年    |                            |
| A・Sニイル 問題の教師 昭和二〇年                 | 11 教師養成研究会 幼児の自然觀察 一四五頁 昭和三五年   |                            |
| 山内美子 幼児の教育 第五九卷 一五頁 昭和三五年          | 12 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 13 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 14 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 15 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 16 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 17 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 18 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 19 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |
| A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年                  | 20 A・Sニイル 問題の親 昭和二〇年            |                            |